

令和4年度第3回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（臨時会）会議議事予定  
（令和4年9月9日（金）～ 書面決議）

1 諮問案件の審議

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種券等の印刷・郵送業務を外部委託するに当たり、当該予防接種の対象者の個人情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により受託者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部 保健所保健予防課】

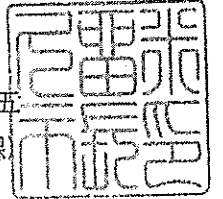
2 前回会議の概要報告



4保予第3822号  
令和4年9月8日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 原口 新五  
(健康福祉部 保健所保健予防課)



## 諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

### 記

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種券等の印刷・郵送業務を外部委託するに当たり、当該予防接種の対象者の個人情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により受託者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

## 【諮問案件】

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種券等の印刷・郵送業務を外部委託するに当たり、当該予防接種の対象者の個人情報オンライン結合等（磁気記録媒体）により受託者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所保健予防課

### 1 業務の概要

令和2年12月に予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種については、厚生労働大臣の指示により、法定受託事務として市町村が主体となって実施している。

久留米市は、ワクチンの接種の実施に当たり、庁内体制整備、接種券等の印刷・郵送準備、接種の実施体制の確保及び相談体制の確保等の業務を行っている。これらの業務を迅速に進めるため、本市では上記業務のうち接種券等の印刷・郵送業務（以下「本業務」という。）を民間事業者へ委託している。

本業務については、令和3年2月2日付け2答申第10号にて久留米市情報公開・個人情報保護審議会の答申を得て、LGWAN（※1）環境下でのオンライン結合により受託者へ個人情報の提供を行ったものであるが、この度、予防接種法に基づくワクチンの接種期間について令和4年度末までの延長が予定されていることから、新たに接種券を発行する必要性が生じた。しかしながら、これまで本業務を受託していた事業者が現在指名停止処分を受けており、当該事業者との契約ができなくなったことから、新たな事業者へ本業務を委託し、オンライン結合等（磁気記録媒体）により受託者へ個人情報の提供を行おうとするものである。

具体的な流れは以下のとおり（別紙1参照）。

- (1) 対象者の住民情報を健康管理システム「健康かるて」（当課が予防接種業務のため使用する保健情報システムであり、このシステムから住民基本台帳にアクセスが可能。）から市職員が抽出し、専用のDVD（暗号化処理を施したもの。別紙2参照）に格納したデータを、日本通運㈱のビジネスセキュリティ・ガード便（機密情報輸送）（※2）を利用して、受託者のデータセンター（東京都）へ送付する。

なお、接種券の発行は、本市へのワクチンの供給状況、国が定める接種間隔や優先順位等に基づいて段階的に実施されるため、受託者への個人情報の提供も、これに合わせて段階的に複数回に分けて行う。今後の法改正によっては、ワクチン接種対象者（以下「対象者」という。）が広がる可能性があるが、現時点における対象者は5歳以上の市民であり、対象者の個人情報をオンライン結合等により受託者に提供する。

- (2) 受託者がデータセンターから工場（福岡市）へ社内の専用回線（インターネットには接続していない）を通じて対象者データを送信し、工場券面に必要な情報を印字する。印字後に、接種券、送付状等を封入封緘し、郵便局を経由して対象者へ送付する。

(3) 対象者が実施医療機関等に接種券を持参し、ワクチンを接種する。

今回、上記(1)において、当課が保有する対象者の個人情報を前回諮問と異なる方法で受託者にオンライン結合等（磁気記録媒体）を行う必要があるため、改めてお諮りするものである。

#### ※1 LGWAN

自治体間等の情報のやり取りのために特別につくられた行政専用のネットワーク。情報はインターネットから切り離された閉域ネットワークでのやり取りとなり、一定のセキュリティを設けているため、通常のインターネットとは比較にならない程のセキュリティが確保されている。

#### ※2 ビジネスセキュリティ・ガード便（機密情報輸送）

日本通運㈱が提供する安全性と確実性を可視化した輸送方法。同社の最新情報システムによる確実なトレーサビリティ（追跡管理）と専任スタッフの目視確認によるオペレーションで、受託から配達まで一貫して安全な工程管理を実施するハイセキュリティシステムとなっている。

### 2 オンライン結合等により提供する個人情報

対象者の住所、氏名、性別、生年月日、宛名番号、接種実績

### 3 公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

ワクチンの接種時期については国の定める優先順位等に基づき段階的に実施するものの、現時点では5歳以上の全市民が接種対象である。

仮に、本市が本業務を外部委託せずに自ら行う場合、接種券等の特殊印刷物を短時間で大量に印刷できる機器を保有していないため、印刷に多大な時間を要する。また、封入封緘を行う機器も有していないため職員が手作業で行うこととなり、多大な時間と労力を要するうえ、ヒューマンエラーによるミスが生じる可能性が高い。

受託者に対して紙により提供した場合も同様に、接種券への印字に多大な時間を要するとともに、手入力によるヒューマンエラーが生じる可能性が高い。

ワクチン接種は、全国の自治体で一斉に行われる事業であり、万が一接種券の発行が遅れば市民の接種に遅れが生じ、市民に多大なる不利益を与えることとなる。接種券を迅速かつ確実に対象者に送付するためには、機器等やノウハウを有する専門業者に当該業務を委託したうえで、受託者に対する情報の提供をオンライン結合等により行う必要がある。

### 4 個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

受託者は、プライバシーマーク（※3）の付与認定を受けている事業者であり、個人情報について情報管理に関する社内体制や規程類が整備されている。本業務で使用するデータ類の保管についても、当該業務に係る職員以外はアクセスできない状況下におかれることとなる。

契約書においても、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置に関する

る条項を記載し、措置の実行を義務付ける予定である。

また、受託者への対象者情報の提供に関しては、暗号化処理を施したデータをDVDの記録媒体に格納し、データの運搬はビジネスセキュリティ・ガード便を利用する。受託者内でのデータの受け渡しはインターネットから切り離された社内の専用回線を利用するため、高度なセキュリティが確保されている。

なお、業務終了後のデータについても、データセンターではデータ処理後、工場では発送後、市の任意のタイミングで速やかに消去するほか、送付した記録媒体は再びビジネスセキュリティ・ガード便を用いて市に返送されるため、市で復元不可能な形で破棄する予定である。

受託者は、これまで本業務と同様の業務に関して、全国の自治体からの受託実績があり、個人情報漏洩等の事故を発生させたことはない。

以上のことから、当該オンライン結合等により個人の権利利益が侵害されるおそれはない。

### ※3 プライバシーマーク

プライバシーマークとは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

## 5 実施時期

審議会承認後速やかに実施

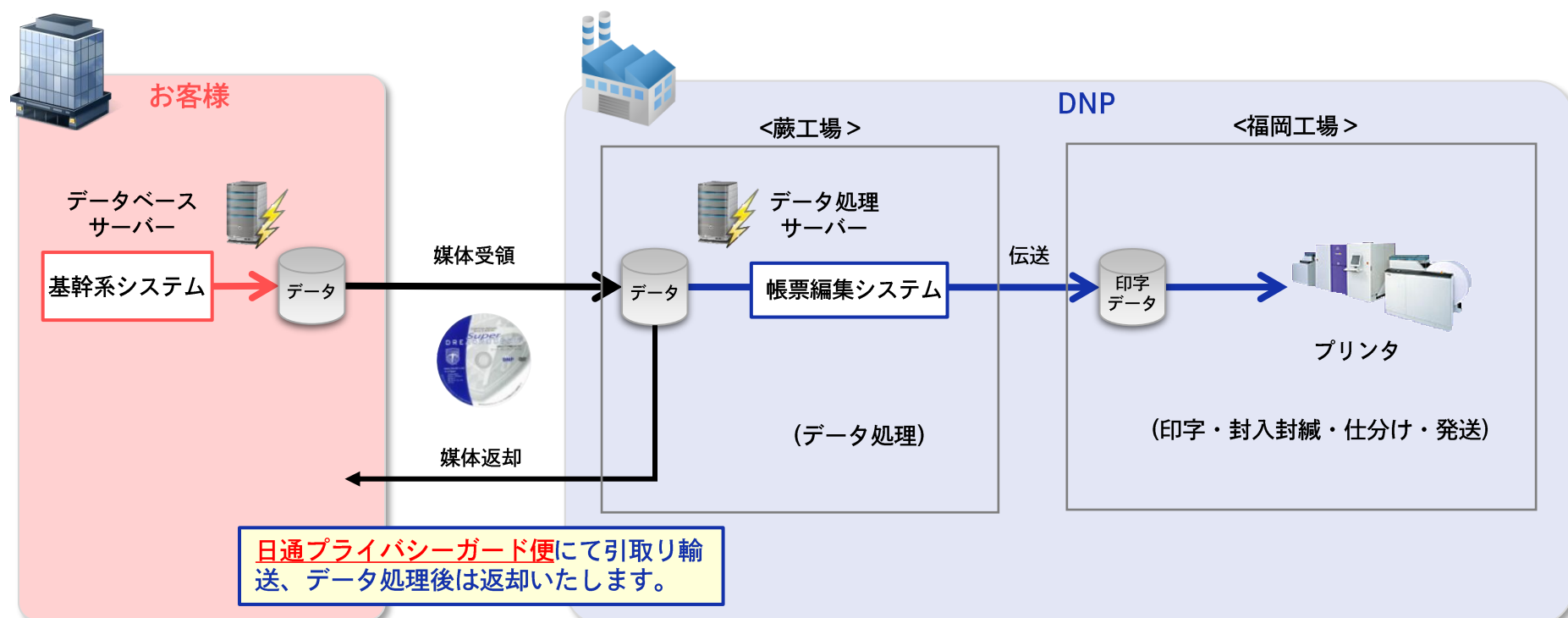
# ROM媒体を使用したデータ授受について

### ◆データ授受方法

#### <使用媒体>

暗号化ソフト内蔵DVD-RW：ドレッドノートを使用

#### <媒体使用時の全体フロー>



# スーパードレッドノートのご紹介

### ◆暗号化ソフト内蔵DVD-RW (スーパードレッドノート)

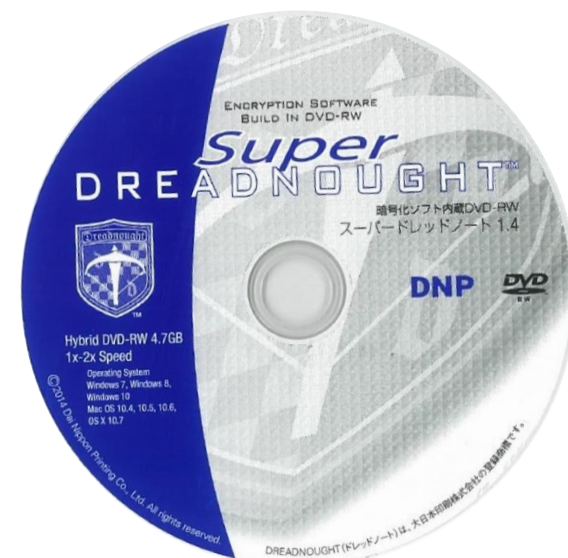
個人情報を取り扱う電算処理室においては、アクセスログの取得を実施しています。データ記憶媒体に書き出す作業員を少数化するとともに、DNPグループ会社員に限定し、データ記録媒体への書き出しログのチェック頻度を高めるなど、その管理をより強化しています。お客様との個人情報の受け渡しをネットワーク経由で安全に行うために、DNPで開発したシステム「ジャンダルム」を運用しています。お客様とDNP双方で、ICカード内に格納された電子証明書による認証を行います。

#### ディスク仕様

ディスクの種類	DVD-RW Ver.1.2 / 2X-SPEED DVD-RW Revisionに準拠
記録種別・記録容量	書き込み可能サイズ：最大約4.0GBまで
最高記録速度	1-2倍速

#### 動作環境

CPU	Pentium®III 500MHz以上 / Mac PowerPC G4 または Intel Mac
メモリ容量	256MB以上
HDD	データの書き込み時には、データサイズの2倍以上の空き容量が必要
OS	Windows®7 (32/64bit) 、Windows®8 (32/64bit) 、 Windows®10 (32/64bit) MacOS 10.4.7、10.5、10.6、OS X 10.7
ドライブ	Windows環境で使用の場合、Windowsの標準書き込み機能でDVD-RWが再生できるドライブ および DVD-RWが書き込み可能なドライブ



暗号化ソフト内蔵DVD-RW「ドレッドノート」



# 令和4年度第2回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：令和4年7月28日（木） 午後5時00分～

場 所：職員会館メルクス2階会議室

出席者：松隈委員、岡委員、神原委員、小路口委員、樋口委員、紫藤委員、宮崎委員、藏守委員 以上8名

## 議事の概要

### 1 委員紹介・審議会の説明

### 2 会長・副会長の選任

- (1) 神原委員を会長に選任
- (2) 宮崎委員を副会長に選任

### 3 諮問案件の審議

#### 【諮問案件1】

久留米市会計年度任用職員システムの導入に伴い、会計年度任用職員の個人情報を、委託事業者が運用するデータセンターとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【総務部人事厚生課】

事務局：陣内課長、吉本課長補佐、石丸、渡邊

実施機関：人事厚生課（野崎主査、岡本）

—資料をもとに人事厚生課から説明—

（A委員）会計年度任用職員以外の職員についても同様のシステムを用いているのか。  
（実施機関）既に、正規職員の給与等を管理するシステムは導入している。以前既存のシステムをクラウド化する際に、審議会に諮問させていただき、承認をいただいた。

（A委員）今回の諮問は、既存のシステムに追加するというものか、それとも別のシステムか。

（実施機関）別のシステムである。

（A委員）別にする理由は何か。同じことをするのであれば、既存のシステムに職員情報を追加する方がいいのではないか。

（実施機関）正規職員と会計年度任用職員では、給与の支払い方が違う。正規職員は当月払い、各部署で任用する会計年度任用職員は翌月払いである。既存のシステムは当月払いと翌月払いをまとめて管理できるシステムではなく、別個のシステムを採用するほかない。

（A委員）事業者も別か。

（実施機関）そうである。

(A委員) 提供する個人情報の中に、世帯員情報とあるが、何を想定しているのか。  
(実施機関) 税の処理や年末調整にあたって、職員が扶養している世帯員の名前や生年月日をシステム上で管理する必要がある。  
(A委員) 世帯員情報と漠然としているが、氏名と生年月日だけなのか。  
(実施機関) 世帯員の氏名、生年月日、同居別居の有無などである。  
(B委員) 扶養者の個人情報を管理するということか。  
(実施機関) そうである。  
(C委員) 被保険者資格も関係があるか。  
(実施機関) そうである。  
(D委員) 会計年度任用職員は、どの程度の期間で雇われているのか。  
(実施機関) 会計年度、つまり1年度単位である。  
(E委員) 我々のような非常勤職員と同じか。  
(実施機関) 法律上は別の職種である。  
(E委員) 人事管理に関する情報とは、どういう情報か。  
(実施機関) いつから雇われて、いつ退職したかという任用の履歴に関する情報である。  
(D委員) 今年度からデータ化するのか。  
(実施機関) そうである。  
(D委員) 今までに雇用されていた方のデータはどうなるのか。  
(実施機関) 今までに雇用されていた方のデータも、システム導入後に手入力等でのデータ移行を考えている。  
(F委員) 共済組合に入ることになっているため、健康保険にも関係があるということだが、これについても、正規職員とは別のシステムを導入するのか。  
(実施機関) そうである。  
(B委員) 正規職員と会計年度任用職員とでシステムを分ける必要性はあるのか。  
(実施機関) 先ほども申し上げたように給与の支払い方が根本的に違っており、一つのシステムで全ての職員を管理できるものはないためである。  
(B委員) 会計的には同じ括りになると思うが、分けないといけないのは、費目の問題でもあるのか。  
(実施機関) 費目は同じである。  
(B委員) 委託事業者が違うということだが、選考があるのか。  
(実施機関) 公募型のプロポーザルの実施によって、市のホームページで広く募集し、契約相手を選定した。  
(B委員) 技術的に実績のある事業者であるか。  
(実施機関) 近隣の自治体でも、導入実績がある事業者である。  
(B委員) LGWANはインターネットから切り離されているということだが、使用するパソコンは専用のパソコンか。それとも社内のLANに接続し、インターネットを利用できる、通常業務に使用するパソコンの中にこのシステムが入るのか。

(実施機関) 通常業務で使用するパソコンである。

(B委員) 通常のインターネットには繋がっていないのか。

(実施機関) 通常のインターネットの環境と LGWAN の環境が、ネットワークの強靱化によって分離されている。

(B委員) 同じパソコンに両方の環境は入っていないということか。

(実施機関) 同じパソコンの中で、アプリを利用して接続先の環境を切り替えて使うものである。

(E委員) 一般的に VPN と言われる仕組みで、その中では情報はすべて暗号化されて処理されるものだと思う。

(C委員) データとして提供された個人情報、退職した場合はどうなるのか。

(実施機関) 保存年限を定めており、満了するまでは保存しておき、満了後に廃棄する。

(C委員) 保存年限はどうやって決まっているのか。

(実施機関) 保存年限は、税であれば税法、社会保険であれば社会保険法、といった個別法の中で規定されている。

(C委員) 文書の保存期間と同じということか。

(実施機関) そうである。

(B委員) データを持ち出すことはないと思っていいか。

(実施機関) データ自体はデータセンターの中で管理しており、物理的に引き抜くことはできない。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

## 【諮問案件2】

保育所・幼稚園の現況届確認業務及び給付認定申請書の入力業務において、現況届及び保育・教育給付認定申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCR サーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

### 【子ども未来部子ども保育課】

事務局：陣内課長、吉本課長補佐、石丸、渡邊

実施機関：子ども保育課（良永主査、原口）

—資料をもとに子ども保育課から説明—

(G委員) AI-OCR サーバというのは他の業務でも使っているのか。

(実施機関) そうである。子ども保育課では、口座引き落としのための口座登録に使用している。他の部署も同様である。

(G委員) それらについても当審議会には諮問されているのか。

(実施機関) 当課の分については今年の1月に諮問している。

(事務局) 新任の委員もいらっしゃるので補足をさせていただく。AI-OCR の案件はこれまでも複数回諮問させていただいている。昨年度については、資料30ページの

(4)にあるように、AI-OCR及びRPAの導入として14業務についてまとめて諮問させていただき、承認をいただいたほか、その後も個別に諮問し、承認をいただいている。業務の仕組みとしては、今回の案件も同じである。

(G委員) 同じ事業者か。

(実施機関) そうである。

(D委員) 申請書は保護者から保育所等に提出されるのか。

(実施機関) 現況届については保育所等に提出される。保育所の新規申請書だけは久留米市の窓口で提出していただく。

(D委員) 保護者が申請書を保育所等に提出して、保育所等からそのコピーを子ども保育課に送るのか。

(実施機関) 市が保育所から受け取るのは、保護者が提出した原本である。

(D委員) 原本は市役所で保管されるのか。

(実施機関) そうである。

(B委員) AI-OCRの読み取りの精度は100%に近いのか。

(実施機関) 98~99%だと言われている。その後、目視で確認し、100%としている。

(B委員) AI-OCRサーバは外部にあると思うが、情報の手直しは誰がするのか。

(実施機関) 市職員が、戻ってきたExcelデータを修正する。

(B委員) 委託内容としては、AI-OCRサーバでの変換だけということか。

(実施機関) そうである。間違いの修正等をお願いすることはない。

(C委員) マイナンバーの部分は黒塗りにするということが、データ化した後に記載するのか。

(実施機関) 記載しない。なお、一旦コピーしたものを黒塗りにするので、原本は触らない。

(C委員) そもそもマイナンバーは必要なのか。

(実施機関) 様式で定められているので、記載欄はあるが、必ずしも必要ということではない。また、マイナンバーは外部に出せないため、AI-OCRサーバには幼稚園の申請書は表面のみを、保育所の申請書は記載事項が多いため、マイナンバーを黒塗りにして裏面も、送信する予定である。

(E委員) 業務にマイナンバーは使っていないのか。

(実施機関) 所得の確認等には使っている。住民票にもマイナンバーは付記されているので、申請書になくても利用はできる。

(E委員) AI-OCRで変換したデータには、マイナンバーは記入しないということか。

(実施機関) そうである。この業務ではマイナンバーは使わない。

(D委員) 14ページの提供する個人情報の中に、同居の障害者の有無とあるが、この情報はなぜ必要なのか。

(実施機関) 同じ世帯に障害者がいると、保育料等が安くなる仕組みがある。要保護世帯というが、所得が一定低い方は保育料が安くなるので、その申請のためである。

(D委員) 障害者も等級に幅があるが、何を基準に判定しているのか。  
(実施機関) 等級に関係なく、障害者手帳の有無で判断している。  
—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

—事務局から答申書の作成の流れについて説明—

—質問や意見等はなし—

#### 4 令和3年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告(通年)

事務局：陣内課長、吉本課長補佐、石丸、渡邊

—事務局から報告—

—質問や意見等はなし—

#### 5 令和3年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果報告

事務局：陣内課長、吉本課長補佐、石丸、渡邊

—事務局から報告—

—質問や意見等はなし—

#### 6 その他

次回の開催について

以上